

購読の申し込みは
日本医労連へ
購読料 年間1,500円(送料込)
(組合員の購読料は組合費に含む)
送金口座 中央労金荒川支店(普通預金)1123296
郵便振替00160-6-84866
ホームページ <http://www.irouren.or.jp/>
電子メール n-ask@irouren.or.jp

医療労働者

医療・介護・福祉労働者の生活と権利、国民の命と健康を守る



26春闘

産別結集で勝ちにいく

2月4日、オンラインで書記長会議を開催し、5全国組合36県医労連60人の参加で26春闘勝利に向けて産別に結集し奮闘する意思統一を行いました。

開会あいさつで佐々木悦子中央執行委員長は、この間の運動により不十分なながらも得られた報酬改定内の賃上げ分は、26春闘で必ず勝ち取らなければいけないと述べ、産別統一闘争への結集を呼びかけました。

続いて米沢哲書記長は、「26春闘で大幅賃上げを勝ち取るには、組合員一人ひとりの思いを前面に引き上げてたたくことが求められる」と強調。単組支部をけん引する医労連書記長の役割は重要であるとし、対話と学び合いで、職場での取り組みから賃上げや報酬改定引き上げの情勢を作ろうと訴えました。

6組織からの決意表明
全医労の鈴木仁志書記長

岐阜県医労連の梅本哲男書記長は、加盟単組では3月11日に団交を設定していると報告。そして団交までには各職場の執行委員とストの意義を

- 2・27迄 要求提出・スト権確立
- 3・11 回答指定日
- 3・12 全国統一行動日

大幅賃上げの共感を広げよう ——オンライン署名とXデモ——

26春闘での取り組みについて、さらなる報酬引き上げを求める団体署名や一言カード、議会請願の取り組みを提起していますが(発102号)、政府や国会を動かすための世論形成として、下記のとおりSNS(オンライン署名・X)を活用した以下の取り組みもおすすめです。

大幅賃上げにつなげる重要な取り組みですので、周囲にも拡散しながら取り組んでいきましょう!(詳細は発109号を参照してください)

【オンライン署名】

「不十分な報酬改定を見直し、すべてのケア労働者の処遇改善実現と安全・安心の医療・介護提供体制の維持につなげる改定率を引き上げてください」宛先: 総理大臣、財務大臣、厚労大臣宛



▲署名

【Xデモ】

- 日程 第1弾 2月~4月にXデモを行います。
- 2/27(金) 20:00~21:00
- 3/12(木) 20:00~21:00
- 4/9(木) 20:00~21:00



▲画像

■Xデモで活用いただける画像

現場の声を入力し、以下のハッシュタグをつけて画像をアップしてください。ハッシュタグを同時多発的に投稿することで、「トレンド入り」します。トレンド入りすることで、世論喚起につながります。

▼ハッシュタグ

- #地域から医療介護をなくすな
 - #医療や福祉にもっと予算を
 - #みんなで一緒に賃上げ(※2/27のXデモ時のみ、全医労のスト支援のため追加します)
- ※Xデモの参加方法やSNSの活用については、学習会動画をご覧ください(15分動画。25春闘時のものです)。



▲学習会



共有し、要求実現への気持ちを高めるようすすめていきたいと発言しました。

東京医労連の青山光書記長は、関東甲信越地方協議会で3月12日と4月9日に統一行動を構える意思統一をしていると報告しました。

山形県医労連の上田潤書記長は、報酬や補正予算がついてもストを構えてたかかわないと賃上げは勝ち取れないと、「待ちの春闘ではなく攻めの春闘で臨む」と力強く述べました。

大阪医労連の前原嘉人書記長は、賃金要求額や報酬10%以上引上げについて組合員も同じ思いであると報告し、組織拡大や「組合の見える化」も両輪で春闘に臨む決意を述べました。



産別統一ストでたたかう決意

1月28日に国民春闘共同委員会と東京春闘共同委員会が、東京都内で「2026年国民春闘勝利!総決起集会」を開催し、700人が参加しました。

国民春闘共同委員会の黒澤幸一事務局長は基調報告の中で、現政権の方向性では戦争する国づくりに加速し、その先には悲惨な戦争の再来しか見えてこない、と糾弾。日本は平和憲法を結集軸に、「対話と学び合い」で周囲に共同を拡げながら民主主義で対峙する以外に、「戦争する国づくりに」を止めて、「主権」を労働者・国民に取り戻すことはできないのではないかと問題提起しました。

単産・職場からの決意表明では、日本医労連から米沢哲書記長が登壇。米沢書記長は、昨秋からのたたかいで勝ち取った報酬改定を26春闘では確実に賃上げに結びつけさせ、産別統一ストライキを構えて、さらなる公定価格の引き上げを求めたたたかう決意を述べました。

脈路

私の曾祖父は先の大戦において、血で米を洗い、敵を殺し、人間を食べて生き延びて帰ってきた。日本が東亜共栄圏を掲げ、鬼畜米英を合言葉に戦争をした時の話だ。今、一部の政党は内情を隠すためだろう、外側に敵を作ろうと近隣諸国に対して差別的な言動を繰り返している。そして悲しいかな、それに同調する人も増えている。私にとってはごみを散らかす外国人よりも、ヘイトを垂れ流す日本人の方が汚い。事実を否認し、上下関係で物事を図り、体裁と威勢だけは保とうとするさもしさ、意気地のなさはその本質なのだと思う。かきう私も一時国粋主義に傾倒したことがあった。しかし、ある書籍においてアジアにおいて日本は略奪などしておらず、占領は良いことだった」と書いてあったこと。冒頭の曾祖父の戦争体験を思い出し、目が覚めた。この国が、曾祖父が、アジアに乗り込んで殺戮や略奪をした事実を無かったことにする権利が私たちにあるのか。それにより成長を妨げられ、様々な可能性を潰された人々とその子孫に対し、揶揄や差別をして良いのだろうか。▼真実に向き合い、内省し、目の前の相手一人一人として認めること。その連続無くして対等な目線で物事を進められるような関係や機構を作ることが難しい。それに挑戦することこそが強さであり、供養なのではないだろうか。



いのちとくらしを守る いま平和を学び合う

第20回憲法平和学習交流会

憲法平和対策委員会は、2月1日〜2日に、第20回憲法平和学習交流会を開催し、2全国組合5県医労連から26人が参加。東京大空襲被災資料センターの見学や浅草周辺の戦災遺構を巡るフィールドワークで、平和を守ることの大切さを学びました。

東京大空襲を知る

開会あいさつで吉田岳彦中央副委員長は、「今回の学習を持ち帰り、『地元で平和ツアー』の一環として、自分たちの身近な戦跡を巡り戦争の悲惨さや平和について学習し、それぞれの地域で実践につなげてほしい」と呼びかけました。

続いて、東京大空襲のビデオ上映後、被災資料センターの千地健太学芸員によるガイドツアーがありました。194

5年3月10日に、約1700トン(5トントラック340台分)もの焼夷弾が投下されました。空襲で使用された焼夷弾はガソリンをゼリー状に加工し、木と紙と土でできた日本の家屋向けに燃えやすいよう開発され、川の水面も燃えるほどの威力でした。わずか2時間半で東京下町は焼け野原となり、10万人を超える命が奪われました。安全と考



空襲体験を語る西尾静子

えられていたコンクリート建物も内部まで燃え広がり、学校や地下室などの避難所では逃げ場を失った多くの人がびとが犠牲となりました。

空襲を生き抜いた証言

その後西尾静子さんによる空襲体験のお話を聞きました。西尾さんは6歳の誕生日に江東区の自宅で被災しました。当初は自宅前の学校の防空壕に避難しようとしたが定員一杯で入れず、別の学校の地下に避難し

工藤副館長(中央)の説明に耳を傾ける参加者



ました。凍った地下水の水溜まりに浸かりながら震えるほどの寒さと地上からの煙と熱で意識が朦朧となる中、母に背負われた西尾さんはなんとか助かりました。しかし、先に避難していた従妹達は、西尾さんたちが入れなかった学校の防空壕で命を落とし、現在でも遺骨は見つかっていません。

翌朝、避難場所から外に出ると、街は空襲で破壊され一面焼け野原となり、避難所の扉の前には黒焦げの遺体が積み重なっていました。その記憶は幼い西尾さんの心にも深く刻まれ、空襲の体験は長年家族にも語り継がれてきました。「大空襲の事実を伝える責任」を感じ、定年を機に空襲体験の語り部として証言を続けています。

西尾さんによる空襲体験の話聞いた後、参加者は館内の展示物を見学し、その後、グループディスカッションを行いました。

身近な戦跡をたずねて

2日目は、東京大空襲・戦災資料センターの工藤芳弘副館長のガイドにより、浅草寺境内や言問橋など、東京大空襲の遺構を巡るフィールドワークを行いました。フィールドワークのはじめに、東京大空襲で壊滅的な被害を受けた浅草の中で、焼失を免れた浅草松屋デパートや神谷パー

トの外観は当時の姿のまま残っていますが、1週間燃え続けたそうです。浅草で最古の鉄筋コンクリート建築の神谷パーには、今でも焼け跡が残っています。神谷パーの住所は「浅草一丁目一番一」となっており、東京大空襲の戦火を耐え抜いたことから、浅草復興の象徴としての意味を込めてこの特別な地名が与えられたと言われています。

その後、浅草寺に移動。東京大空襲では浅草寺も本堂・五重塔・仁王門と全焼しました。浅草寺の境内の平和地蔵尊やまんじゅう母子地蔵、東京大空襲の痕跡を生々しく伝える「焼けイチョウ」と呼ばれる戦災をくぐり抜けた大イチョウを見学しました。

隅田公園では、言問橋や隅田公園内の慰霊碑を見学。言



焼け死んだ人々の血と脂が焼きつき黒ずんだ言問橋の親柱

報酬改正のポイント探る

●社会保障・地域医療対策委員会●

26年度診療報酬改定について、全国保険医団体連合会の松山洋さんを招きオンライン学習会を開催し、146人が参加しました。

まず初めに松山さんは、今回の改定の基本方針として、一番は「賃金・物価上昇への対応」と述べました。続いて、IC Tを活用した業務の効率化により、人員配置基準の緩和がはかれること、そして入院医療の評価については「新たな地域医療構想」に基づき、これまでの病棟単位ではなく病院単位で機能が分化されると述べました。

IC T活用による業務効率化は、メンテナンスにかかるコストや使いこなすための教育・人材育成などの課題があるとし、単なる人減らしでしかないことを述べました。入院医療の評価が病院単位になることについては、地域の医療事情に応じてケアミックスを採用している急性期病院や、中山間地や人口減少地域で急性期医療を中心に担う病院などは評価されないと分析しました。



精神部会は1月26日、2025年度精神部会単組代表者会議をオンラインで開催。1全国組合13県医労連から、集団視聴も含めて約35人が参加し、26春闘と精神部会の取り組みについて意思統一をしました。

また、精神部会が取り組んでいる「署名」と「アンケート調査」について、集約数が少ない状況を報告し、全組織で取り組みをすすめるよう呼びかけました。続いて森田進中央副執

26春闘に向けて意思統一

精神部会

精神アンケート



●学習会の動画は、YouTubeで視聴できます。視聴は無料です。URL: https://x.gd/Gm8TZ

学習資料

ストライキは労働者の権利 準備しよう！ストライキ



〈ステップ1：「ストライキ権」確立〉

ストライキ（以下、スト）を行う場合は、まずはストを行うかどうか、組合員の意思を確認する投票（スト権批准投票）を実施し、スト権を確立しておかなければなりません。

〈ステップ2：ストライキの準備〉

①争議予告通知（労働関係調整法37条）を行います。争議行為の少なくとも10日前までに労働委員会および厚労大臣または都道府県知事にその旨を通知しなければなりません。届出様式などは、各都道府県のホームページなどで紹介されている場合もあります。

②経営者・患者への通知を行います。ストの目的は要求実現です。経営者（使用者）に回答を用意する期間を与えるためにも、1週間以上前にはスト予告を行うことが必要です。また、ストの目的や労働組合の考え方など、私たちの要求のもとには患者・利用者に安全・安心の医療・介護を提供すること、社会保障の充実などがあることを伝えます。「患者・家族の皆さんへ」というピラを作って、スト予定日と共に取り組みへの賛同を訴えましょう。

③組合内部で具体的な準備を進めます。まず執行部で、ストの日時・規模・形態・内容・タイムテーブルを決めます。スト配置は回交日程などに合わせて予め設定し、集会ではできる限り病院・施設玄関前で行うようにし、対外的なアピールを狙いましょう。集会備品の準備や、県医労連・地区労連などの上部団体、各ブロック加盟組合にも集会参加や激励メッセージの要請を行います。組合員にむけては、執行部が交渉の経過やなぜスト配置をするのか、ストになった場合の行動などを丁寧に報告・説明し、討議しましょう。この職場内での取り組みが要求実現とストに対する確信を深めます。

〈ステップ3：スト直前〉

団体交渉では、労働組合は最後まで要求の実現を追求します（ストが目的ではありません）。経営者に誠意ある回答を示すように交渉を行います。

スト当日にむけて、患者の安全を確保するための保安要員を指名し、連絡体制や待機場所なども決めておきましょう。

〈ステップ4：スト当日〉

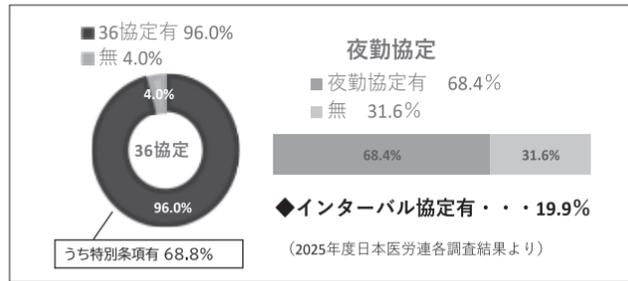
スト集会では、組合員が職場の実態や要求の切実さを訴え、決意表明なども組合員自身が行うことが重要です。執行部は今後の行動提起をしっかりと行いましょう。

〈ステップ5：スト終了後〉

執行部は、ストの集約を行い、ストの実施状況や今後の取り組みをニュースなどで組合員に周知しましょう。

3月12日は第一次統一行動日！回答がスト回避基準を上回らなければ一斉にストライキが実施できるよう準備をしよう！

ストライキは、憲法で認められた労働者の当然の権利です。経営者と「対等」の立場に立ち、要求を前進させる有効な手段がストライキです。こちらで紹介した内容は「ストライキのてびき」から抜粋したものです。医労連ホームページ〈学習資料〉よりダウンロードが可能です。



2月～3月 36協定強化月間 見直そう労働時間

日本医労連は、2月～3月を「36協定強化月間」に設定し、労働時間管理の徹底と併せて、時間外労働の縮減や特別条項の廃止など、改善を迫る取り組みの強化を呼びかけています。

3月・4月は36協定をはじめ、各種協定の更新を迎える事業所が集中する月でもあり、「36協定マニュアル」「夜勤協定の引きき」を活用しながら、点検強化や協定期間・内容の改善等を図っていく必要があり。同時に、職員の過半数を組織していない組合も労働組合の活動であること

合については、労働者代表を獲得していくことも重要な課題になります。2025年度の日本医労連各調査結果によると、36協定有は96・0%、そのうち特別条項有は68・8%、夜勤協定有は68・4%、インターバル協定有は19・9%という状況です。協定締結は労働組合が持つ特別な権利です。長時間労働の是正、夜勤負担軽減、心身の疲労回復の具体的な対策としての各種協定の締結・更新も労働組合の活動であること



26春・母性保護月間 3月～5月 取り組みすすめよう

3月～5月は「母性保護月間」です。笑顔で働き続けるために、積極的な学習と母性保護月間グッズを活用した意識的な取り組みをお願い致します。※詳細は発第105号をご参照ください

1) 女性協作成「みんなの権利ノート」の活用

- ①すべての職員に「みんなの権利ノート」を配布し、母性保護や育児支援、そして男性職員の育児参加を広げましょう。
- ②「みんなの権利ノート」を使って学習し、法律で保障された権利を知って職場改善に生かしましょう。
- ③ハラスメントの実態をチェックし、「しない・させない・見逃さない」の職場風土をつくりましょう。



注文書はこちらから→ 1冊120円

2) 「3休とろう」の取り組み

- ①「母性保護」の学習と職場の実態チェック、3休（年休・生理休暇・連休）取得強化に取り組みましょう。
- ②26春闘要求書に女性の要求を盛り込み、権利とそれが守られる大幅増員を勝ち取りましょう。
- ③母性保護応援グッズとして、新たに「こなつファイル」を作成しました。2月中旬に納品予定ですのでご活用下さい。※追加ご希望の場合は1枚50円で販売します。

クリアファイルに用紙を入れると…「涙」が消えます

3) ジェンダー平等を実現する取り組み

- ①全労連女性部が作成した「ジェンダー平等ガイドブック」を活用し、職場改善に生かしましょう。
- ②「ハラスメントをなくす第三者介入ワークショップ」学習キットと動画を活用して、ハラスメントを一掃するために、職場での学習を広げましょう。（発第082号）
- ③「ILO第190号条約の批准を求める国会請願署名」と学習に取り組みしましょう。（発第090号）

処遇や勤務環境改善し やりがい実感できる職場に ——日本看護協会と懇談



日本看護協会・秋山智弘会長に要請書を手交する佐々木委員長

日本医労連は、1月27日に、日本看護協会との懇談を行いました。冒頭、佐々木委員長、中央執行委員長の挨拶と、米沢哲書記長と松田加寿美書記次長が、報酬10%引き上げを求め、団体署名の説明や夜勤実態調査等の説明を行い、懇談がスタートしました。

人員が不足し、ベッドサイドに行く時間が取れなくなってきたり、ICTやAIの活用が進めば、看護師が行う業務が整理され、ベッドサイドケアに行く時間が増え、や

長は、診療報酬3・09%の改定は十分ではないとしながらも、報酬改定分が看護職員の賃金に反映されるかをしっかりと見届けていきたいとの姿勢を示しました。また、夜勤手当水準の引き上げ動向についても注視していきたいとしました。

やりがい実感できる看護現場に

総労働時間削減を重要視

りがいにも繋がっていくのではないかと考えが話されました。

わくわく講座 2026年 受講生募集!

2026年の全労連初級教育制度労働組合入門「わくわく講座」の募集を開始いたします。今年度も各加盟組合での積極的な取り組みを呼びかけます。◆詳細は医労連発第104号を参照してください。

◆受講対象

役員になって日が浅い人、役員になってほしい人、新入組合員など。また執行委員会全員での受講や支部・分会での学習会としての受講も対象です。

◆募集期間・方法

- ①募集期間：2026年3月1日～10月31日
- ②申し込み方法：「申込み表(エクセル)」を各県医労連でとりまとめ、「全労連わくわく講座事務局」に送付して下さい。

◆受講料

- ①3000円(10人以上の申し込みで2000円/1人)
- ②受講料の支払いについては、年末に加盟組織に単組別の請求書を一括送付いたします。内容を確認いただき、振り込みをお願いします。

◆学習期間

2026年6月～2027年3月31日

◆学習方法

テキストを使い1カ月間で1章の読了をめどに、10カ月で全5章を学習します。



2026 組合活動に生きる学び 勤労者通信大学 受講生募集

労働者教育協会が2026年度の勤労者通信大学受講生の募集を開始しています。勤労者通信大学は、労働者を対象とした「物の見方・考え方」「社会や経済の仕組み」「現代社会と社会変革の道すじ」「労働組合運動の法則的発展」を科学的な視点で学ぶ学習教材です。

2026年度は、「基礎理論コース」「入門コース」「労働組合コース」の3コースが開校されます。

【募集期間】 2025年12月～2026年9月末

【各コースの概要】

●基礎理論コース(受講料 15,000円)

「科学の目」と「変革の精神」をはぐくむ科学的社会主義の基礎理論を学びます。社会のしくみや法則を体系的に学び、未来社会への展望をつかみます。

●入門コース(受講料 8,000円)

人間の社会にも発展の法則性があることを学び、「誰もが人間らしく生きられる社会」実現の手がかりをつかみます。生き方と社会についてともに考え、あきらめない生き方を切り拓きます。

●労働組合コース(受講料 12,000円)

「働くとはどういうことか」「労働組合とはどのような組織か」から、労働者の権利、要求、たたかいの基本まで体系的に学びます。労働組合の基礎を学びたいという若手・新役員から、さらに力をつけたいベテランの方にもおすすめです。

受講の申し込み・お問い合わせは勤労者通信大学(労働者教育協会)までお願いします。

勤労者通信大学
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター5階
TEL: 03-5842-5644 FAX: 03-5842-5645
E-mail: kin@gakusyu.gr.jp

勤労者通信大学
2026年度受講生募集中 4月開校 募集活動期間～2026年9月末

知は力その力をともに

私たちの生活は、社会をよきにした。社会をよきにする力。権利、要求、日常活動、たたかいを学ぶ

入門コース 受講料 8,000円

労働組合コース 受講料 12,000円

基礎理論コース 受講料 15,000円

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4-5F TEL 03-5842-5644 FAX 03-5842-5645
Email: kin@gakusyu.gr.jp HP: http://www.gakusyu.gr.jp/ Facebook: @kintsudai

自動車共済で家計の負担見直し

医労連共済だより

物価高騰で家計の負担が大きくなっていきます。まずは見直しも依頼をしてみてください。安さを実感でき、見直しをした方の半数が自動車共済に加入しています。家族のクルマも自動車共済にする方も多くなります。

他保険の等級の引き継ぎもできます。保険の更新時期がくる前に、一度お見積もりください。

団体割引率10.0%
自動車共済の団体割引率は25年10月から26年9月まで10.0%となっています。

◆見直しをしていただいで、実際安くしたので契約する事にしました。保障内容もよかったです。担当の方丁寧で説明してくださったのでとてもありがたかったです。

◆十分な補償、なおかつ、保険料の安さで決めました。ロードサービスもあるため安心してご利用したいと思います。

◆急に自動車を購入することになったが、丁寧に対応していただきました。他社と比較しても、約2万円ほど安くすみました。安心して運転に望めます。

◆加入者からのお手紙

医療の眼

この間、介護制度をめぐる政府の審議会などでは、介護保険制度改善改正と介護従事者の処遇改善が議論されてきました。制度改善、処遇改善ともに一長一短はありますが、制度改善を見送らせ、処遇改善策を前進させたのは紛れもなく私たちの運動の成果であることに確信を持ちたいと思います。

介護保険制度改善

第10期介護保険事業計画(27年～29年)を前に、給付削減と負担増となる介護保険制度改善に向けた議論が行われてきました。とりわけ、今回改善議論の焦点になったのは、利用料2割負担の対象者拡大、ケアプランの有料化、軽度者の生活援助サービス等の介護保険外しです。これらには、サービス利用料の負担増や、自治体間でのサービス格差につながるため、必要な介護サービスが利用できる危険性をはらんでいます。また、事業所運営の面から見ても経営を困難にすることが安易に想像できる内容です。議論の到達は、利用料2割負担については上限設定が当面の間として設けられる方向性ですが、期間が示されておらず、依然として2割負担対象

介護制度の抜本改善へ、引き続き運動を

拡大は予断を許さない状況です。またケアプランの有料化についても一部業態で導入される方向性となっています。

介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善においては、全産業の平均賃金と比較して8万円も低い状況に置かれています。これまでも改善の施策が講じられてきましたが、改善額が少額なことなどから全産業の賃上げには追い付いていないのが現状です。そのため処遇の低さは人手不足解決の第一義的課題となっています。その様な中、介護従事者の処遇改善策に前進が見られました。介護従事者の賃上げ月額1万円(最大1.9万円)が、12月～5月までは補助金として、6月からは報酬改定で対応されます。ここで大きな成果と言える点の一つは、介護報酬は基本的に3年に一度の見直しですが、3年を待たずに処遇改善のためにプラスで改定されたことです。もう一点は、介護従事者を対象に月額1万円(常勤換算とされたこと)です。いままでは、処遇改善の対象者は介護職員とされ、その財源も介護職員を基本に割り出されていましたが、今回は介護従事者とされておられる幅広い職種が対象に財源構成がされました。尚且つ、処遇改善の対象外であった事業所(ケアマネ事業所や訪問看護など)が加えられました。処遇改善策は成果が確認できる一方で、根本的に1万円の改善では全産業格差を埋めるには程遠いことや全額を賃金のベースアップとすることなどの要件は明記されていません。そのため、方法次第では労働者の賃金改善の実感につながらないことも懸念されます。

署名運動の力で前進

この間、介護運動の柱として制度改善運動に取り組んでいます。その中で、介護保険改善議論がはじまること、介護労働者の低賃金問題が解決しないことなどから、中央社保協に結集し介護署名の意思統一集会を開催し、介護署名をいままです。利用者の意思を示すことを意思統一しました。介護署名は前回同時期の提出比で約35%UPを集約し提出することとなりました。この運動の広がりが前述してきた介護制度改善を進め、処遇改善を前進させたのは明らかです。そして、その原動力となったのは署名の広がりを通じ、署名の力であることに間違いありません。制度・処遇改善は道半ばですが、運動は必ず成果につながります。署名を積み上げ介護の抜本改善を実現しましょう。寺田雄